

岡山県知事選挙における 投票用紙の二重交付について

石井第1投票区(北区)に投票に来た有権者に対し、既に投票済みだったにもかかわらず、岡山県知事選挙の投票用紙を誤って渡してしまい、二重投票となる事案が発生しました。

1 経緯

- ・北区在住の30代男性は10月12日(土)、岡山県知事選挙の投票所入場券を持参し、岡山市役所本庁舎1階北区選挙管理委員室期日前投票所(北区大供)にて、岡山県知事選挙の投票を済ませた。
- ・当該男性が本日13時50分頃、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票所入場券を持参し、石井第1投票所(北区寿町)へ来所。
- ・名簿対照担当者が、選挙人名簿にて岡山県知事選挙が投票済みである旨を確認し、入場券に投票済みであること表示していたが、投票用紙交付担当者が表示を見落とし、県知事選挙の投票用紙を交付した。
- ・投票済みであることを確認した名簿対照担当者が、当該男性が県知事選挙の投票をしていることに気づき、この事務処理ミスが判明したものの。
- ・その後、当該男性は衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票を済ませた。

2 再発防止策

- ・用紙交付係で投票用紙交付可否の確認を厳重に行うよう、再度指導を行いました。
- ・投票所事務従事者に対し、マニュアルに基づく事務処理の周知徹底を図りました。

【問い合わせ先】

岡山市北区役所総務・地域振興課 山崎・黄江 直通086-803-1655 内線4180